

社会福祉法に基づく障害者支援施設 の設置等に関する手引き

(平成24年4月 西宮市健康福祉計画課)

この資料は、西宮市において障害者支援施設を設置・変更・廃止する際における、社会福祉法に基づく手続き等に関する手引きです。なお、この手引きは平成24年度4月現在の制度等に基づき作成したものです。今後、変更の可能性があるので留意してください。

目次

< 1 >	はじめに	2
< 2 >	設置にあたって	2
< 3 >	事業変更にあたって	4
< 4 >	事業廃止にあたって	6

< 1 > はじめに

障害者支援施設は、社会福祉法第2条において「第一種社会福祉事業」として規定された施設です。そのため、障害者支援施設の設置、変更及び廃止に際しては、障害者自立支援法上の手続きとは別に、社会福祉法に基づく届出等をしていただく必要があります。また、西宮市においては、上記の届出等に必要な様式に関しては、「西宮市障害者支援施設の設置の届出等に係る様式を定める要綱」にて規定しておりますので、そちらもご参照ください。

なお、本手引書は社会福祉法に基づく手続きのみを記載したものです。西宮市内で実際に障害者支援施設を設置・運営するにあたっては、上記の手続きの他に「西宮市社会福祉施設等の整備等に係る実施要領」に基づく事前協議や、障害者自立支援法に基づく各種手続きが必要になります。手続きにあたってはその点に十分留意し、書類や提出期限等に関して遺漏なきようお願いいたします。

< 2 > 設置にあたって

1. 留意事項（根拠法・規定等）

障害者支援施設の設置に際しては、障害者自立支援法上の手続きとは別に、社会福祉法第62条に基づく届出等をしていただく必要があります。

なお、社会福祉法上の設置の手続きは、当該障害者支援施設の設置者が「市町村又は社会福祉法人」の場合と、「市町村又は社会福祉法人以外の者」の場合で、手続きの種類や提出書類の内容が違ってきます。詳しくは「2. 手続きの流れ」をご参照ください。

2. 手続きの流れ

(1) 設置者が「市町村又は社会福祉法人」の場合

設置者が「市町村又は社会福祉法人」の場合は、当該事業を開始する前までに、社会福祉法に基づく「障害者支援施設設置届」(様式第1号)を提出していただく必要があります。なお、それに伴い必要な添付書類等に関しては「3-2. 提出書類について」をご参照ください。

(2) 設置者が「市町村又は社会福祉法人以外の者」の場合

設置者が「市町村又は社会福祉法人以外の者」の場合は、当該事業を開始する前までに、社会福祉法に基づく「障害者支援施設設置許可申請書」(様式第2号)を提出し、許可を受けていただく必要があります。なお、それに伴い必要な添付書類等に関しては「3-2. 提出書類について」をご参照ください。

3-1. 提出時期等について

(1) 提出時期：事業を開始する前、十分な期間において

(2) 提出部数：1部

(3) 提出先：西宮市健康福祉計画課 施設推進チーム(本庁舎3階)

上記の届出等の受理には審査を要します。提出にあたってはその点に留意し、遅くとも開始の1月前には提出するようお願いします。

3 - 2 . 提出書類について

(1) 設置者が「市町村又は社会福祉法人」の場合

「障害者支援施設設置届」(様式第 1 号) に、社会福祉法第 6 2 条第 1 項に規定された事項 (下記表参照) について記載もしくは必要な書類を添付してください。

No	法律上規定された事項	記載事項・添付書類
1	施設の名称及び種類	・様式第 1 号に記載
2	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況	・様式第 1 号に記載 ・経歴書及び資産目録 (必要に応じて) ・経理方針及び収支予算書
3	条例、定款その他の基本約款	・法人の定款、法人設立認可証の写し、法人登記簿謄本等
4	建物その他の設備の規模及び構造	・様式第 1 号に記載 ・施設の配置及び平面図 ・土地及び建物に関する権利関係を明らかにする書類
5	事業開始の予定年月日	・様式第 1 号に記載
6	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴	・様式第 1 号に記載 ・経歴書 (必要に応じて)
7	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法	・様式第 1 号に記載 ・施設の運営方針

障害者自立支援法に基づく指定申請で添付している書類に関しては、省略することができます。

(2) 設置者が「市町村又は社会福祉法人以外の者」の場合

「障害者支援施設設置許可申請書」(様式第 2 号) に、社会福祉法第 6 2 条第 3 項に規定された事項 (下記表参照) について記載もしくは必要な書類を添付してください。

No	法律上規定された事項	記載事項・添付書類
1	施設の名称及び種類	・様式第 2 号に記載
2	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況	・様式第 2 号に記載 ・経歴書及び資産目録 (必要に応じて)
3	条例、定款その他の基本約款	・法人の定款、法人設立認可証の写し、法人登記簿謄本等

4	建物その他の設備の規模及び構造	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2号に記載 ・施設の配置及び平面図
5	事業開始の予定年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2号に記載
6	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2号に記載 ・経歴書（必要に応じて）
7	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2号に記載 ・施設の運営方針
8	当該事業を運営するための財源の調達及びその管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書等、左記の方法について定めた書類
9	施設の管理者の資産状況	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2号に記載 ・資産目録（必要に応じて）
10	建物その他の設備の使用の権限	<ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建物に関する権利関係を明らかにする書類
11	経理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・経理方針及び収支予算書
12	事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の処置について定めた書類

障害者自立支援法に基づく指定申請で添付している書類に関しては、省略することができます。

< 3 > 事業変更にあたって

1. 留意事項（根拠法・規定等）

障害者支援施設の事業の変更の際には、障害者自立支援法上の手続きとは別に、社会福祉法第63条に基づく届出等をしていただく必要があります。

なお、社会福祉法上の変更の手続きは、当該障害者支援施設の設置者が「市町村又は社会福祉法人」の場合と、「市町村又は社会福祉法人以外の者」の場合で、手続きの種類や提出書類の内容が違ってきます。詳しくは「2. 手続きの流れ」をご参照ください。

2. 手続きの流れ

(1) 設置者が「市町村又は社会福祉法人」の場合

設置者が「市町村又は社会福祉法人」の場合は、当該変更日から1月以内に、社会福祉法に基づく「障害者支援施設事業変更届」（様式第3号）を提出していただく必要があります。なお、変更届が必要な事項とそれに伴う添付書類等に関しては「3-2. 提出書類について」をご参照ください。

(2) 設置者が「市町村又は社会福祉法人以外の者」の場合

設置者が「市町村又は社会福祉法人以外の者」の場合は、当該変更前に社会福祉法に基づく「障害者支援施設事業変更許可申請書」(様式第4号)を提出し、許可を受けていただく必要があります。なお、変更許可申請が必要な事項とそれに伴う添付書類等に関しては「3-2.提出書類について」をご参照ください。

3-1.提出時期等について

- (1) 提出時期： 「変更届」 変更後1月以内
「変更許可申請」 変更する前、十分な期間をおいて
- (2) 提出部数： 1部
- (3) 提出先： 西宮市健康福祉計画課 施設推進チーム(本庁舎3階)

上記の変更許可申請の受理には審査を要します。提出にあたってはその点に留意し、遅くとも変更予定日の1月前には提出するようお願いします。

3-2.提出書類について

(1) 設置者が「市町村又は社会福祉法人」の場合

「障害者支援施設事業変更届」(様式第3号)に、社会福祉法第63条第1項に規定された変更事項(下記表参照)について記載し、必要な書類を添付してください。

No	法律上規定された変更事項	添付書類
1	施設の名称及び種類	
2	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況	・ 経歴書 ・ 資産目録
3	条例、定款その他の基本約款	・ 法人の定款、法人設立認可証の写し、法人登記簿謄本等
4	建物その他の設備の規模及び構造	・ 施設の配置及び平面図
5	事業開始の予定年月日	
6	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴	・ 経歴書
7	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法	・ 施設の運営方針

障害者自立支援法に基づく変更届で添付している書類に関しては、省略することができます。

(2) 設置者が「市町村又は社会福祉法人以外の者」の場合

「障害者支援施設事業変更許可申請書」(様式第4号)に、社会福祉法第63条第2項に規定された事項(下記表参照)について記載し、必要な書類を添付してください。

No	法律上規定された変更事項	添付書類
1	建物その他の設備の規模及び構造	・施設の配置及び平面図
2	事業開始の予定年月日	
3	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法	・施設の運営方針
4	当該事業を運営するための財源の調達及びその管理の方法	・事業計画書等、左記の方法について定めた書類
5	経理の方針	・経理方針及び収支予算書
6	事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置	・左記の処置について定めた書類

< 4 > 事業廃止にあたって

障害者支援施設の廃止を行う場合は、障害者自立支援法上の手続きとは別に、当該行為の1月前までに社会福祉法第64条に基づく「障害者支援施設廃止届」(様式第5号)を西宮市健康福祉計画課へ1部提出してください。なお、事業を廃止する場合は、現にサービスを受けていた者に対する措置状況について、同課へ詳細を説明してください。